別記様式第１７号（第９条関係）

（表）

工事監理報告書（シックハウス対策関係）

下記のとおりシックハウス対策における建築工事の施工結果を報告します。この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

建築主事　　殿

代表となる工事監理者　住　所　　　　　　　　　　　　　電　話　　（　　　）

　　　　　　会社名　　　　　　　　　　　（　）級建築士事務所（　）登録第（　）号

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　（　）級建築士（　）登録第（　）号

工事施工者　住　所　　　　　　　　　　　　　電　話　　（　　　）

会社名　　　　　　　　　　　　　建設業の許可　大臣・知事　第（　）号

氏　名

建　築　主　住　所　　　　　　　　　　　　　電　話　　（　　　）

　　　　　　 氏　名

（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事現場 | 名　　称 |  | | 工区  棟 | 工事の種類 | 新築・増築・改築 |
| 所在地 | 小平市 | | | | |
| 代表となる設計者 | |  | 所属会社 | 電話 | | |
| 階数 | | 地上　　階 地下　　階 塔屋　　階 | | 建築面積 | | ｍ２ |
| 延べ床面積 | | ｍ２ |
| 高さ | | 軒高　　　　ｍ　　最高　　　　ｍ | | 確認済証交付機関 | |  |
| 確認・計画通知  年月日及び番号 | | 年　　月　　日　　　第　　　　　　号 | | | | |
| 計画変更年月日  及び番号 | | 年　　月　　日　　　第　　　　　　号（変更内容は別紙） | | | | |
| 年　　月　　日　　　第　　　　　　号（変更内容は別紙） | | | | |
| 換　気　設　備 | | １　機械換気設備  ２　機械換気設備（居室内の空気を浄化して供給する方式）  ３　中央管理方式の空気調和設備  ４　建築基準法施行令第２０条の８第２項  ５　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 総合所見 | |  | | | | * 受付欄 |
|  |

注

１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

（裏）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| シ　ッ　ク　ハ　ウ　ス　対　策　確　認　項　目　報　告 | | | |
| 検　査　・　確　認　事　項　を　〇　で　囲　む　こ　と。 | | | |
| 居　　室　　等 | 建　　築　　材　　料 | １ | 各居室等の下地における建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。 |
| ２ | 各居室等の接着剤の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。 |
| ３ | 各居室等の仕上げにおける建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。 |
| ４ | 各居室等の塗料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。 |
| ５ | 造り付け家具等の材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。 |
| ６ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 換　気　設　備 | ７ | 各居室等の換気設備において、確認図書の換気計画と同一であることを確認した。（換気ガラリ、アンダーカット等） |
| ８ | 各居室等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能（換気風量）と同一であることを確認した。 |
| ９ | 各居室等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。 |
| １０ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 | １１ | 各居室等の建具及び造り付け家具の種類及び形状が、確認図書と同一であることを確認した。 |
|  |  |
| 天　　井　　裏　　等 | 建築材料 | １ | 天井裏等の仕上げにおける建築材料の種類が、確認図書と同一であることを確認した。（Ｆ☆☆☆以上を使用した場合） |
| ２ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 換気設備 | ３ | 天井裏等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能（換気風量）と同一であることを確認した。 |
| ４ | 天井裏等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。 |
| ５ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 | ６ | 天井裏等において気密層又は通気止めによって、居室と区画したことを確認した。 |
| ７ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |